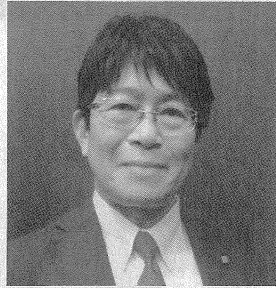


先に聞く ～貸与・販売選択制 対象拡大議論

日本福祉用具供給協会
全国福祉用具専門相談員協会
理事長 岩元文雄氏

「貸与原則を守る」

24年4月に導入された福祉用具の選択制の改定検証が行われている。選択制の実施状況や購入選択時のサービス状況などにも、選択制に対する利用者の声として対象用具の拡大を想起させる設問が設定された。調査結果は今年度末までに介護給付費分科会に報告される予定であり、その内容次第では「一部選択制から全部選択制」への拡大も議論される可能性がある。日本福祉用具供給協会、全国福祉用具専門相談員協会の両団体の理事長を務める岩元文雄氏に、状況認識やその対応について聞いた。



選択制で示された条件

2024年介護報酬改定により、福祉用具貸与の一部に選択制が導入された。対象は①比較的安全であること②メンテナンスの必要性が少ないこと③平均貸与月数より購入費が貸与費を上回ること――

の3条件を満たすものとされ、福祉用具の種目のあり方検討会で合意された。

今後、これらの条件に該当する新たな品目があれば、選択制の対象見直しが議論される可能性もあるが、条件を変更する場合は改めて一からの議論が必要となる。

現場では大きな混乱は生じていないが、今年10月の国際福祉機器展における「福祉用具の日」推進協議会シンポジウムでは、歩行器を貸与していた要介護2の80代女性の事例が報告された。担当した福

祉用具専門相談員は、モニタリングごとに貸与・販売いずれかを選択できるように丁寧に情報提供してきたが、3回目のモニタリング時に利用者が購入を選択。その後転倒し、購入した歩行器が使用不能となったという。発表者は「度重なる説明が結果的に購入を促したかもしれない」と反省を述べた。私自身もこの報告を聞き、選択制のあり方に改めて疑問を抱いた。

また、9月5日に開かれた介護給付費分科会では、「認知症の人と家族の会」志田信也副会長が選択制への懸念を表明した。販売を選択した場合には「修理や廃棄処分の費用が自己負担となること」さらには「販売利用のみではケアマネジメントが付かないこと」を指摘。加えて、「説明時にはメリットだけでなくデメリットも詳細に伝えるべき」と述べ、「利用者と家族

が情報を正確に理解することが最も重要だ」と強調した。

福祉用具活用の財政効果

福祉用具の活用による財政的効果は看過できない。在宅介護や在宅医療は、福祉用具や住宅改修などの環境整備なしに行うことは難しいだろう。

日本福祉用具供給協会（日福祉協）は、在宅で使用している福祉用具が使えなくなった場合、代替としてホームヘルパーが担うと仮定し、給付費がどう変化するかを独自に調査した。その結果、マンパワーによる支援費用は福祉用具の費用を大幅に上回ることが明らかになった。

介護人材不足が深刻化する中で、福祉用具の活用は財政負担の軽減に資することを、より明確な根拠をもって説明していく必要がある。

LIFEは福祉用具サービスマンに何をもちたらずか

今後の改定により、福祉用具サービスマンがLIFE（科学的介護情報システム）の対象となれば、全国の利用状況が

厚労省に集約され、用具ごとのニーズ対応が可視化される。

蓄積されたデータを分析・活用することで、最適な用具選定の根拠となり、福祉用具の財政効果を裏付ける指標にもなり得る。一方で、要介護度の改善が見られない場合には、給付抑制の根拠として用いられる可能性もある。

福祉用具貸与は、介護保険の理念である自立支援と介護者の負担軽減に直結する。そのため、利用者の心身や生活環境の変化に柔軟に対応できる「貸与原則」が維持されることが重要である。廃棄への対応も含め、貸与の仕組みは多くの利用者に評価されている。

今後の対応

選択制の対象拡大に対する日本福祉用具供給協会および全国福祉用具専門相談員協会の対応は、現在進行中の改定検証の結果を踏まえ、次期改定に向けた団体ヒアリングなどの場で、福祉用具事業者らの意見を反映しながら進めていく見通しである。